

令和 8 年度立川柳小屋橋橋梁修繕工事 特記事項

- ・ 河川に係る工事であることから、桁下工事部分については仮設工を含め、非出水期（11 月～翌年 5 月）の施工とすること。
- ・ 足場の設置・撤去や伸縮装置取替え、防護柵塗り替え塗装においては、通行規制が必要となる。

工事着手前に関係者（警察、林業関係者、漁業関係者、地元等）との協議・調整を行う必要がある。施工前に詳細な実施工程表（通行制限の期間が分かるもの）を作成し、提出すること。

なお、状況変化等により工程に変更が生ずる場合には、実施工程表を変更し提出すること。